高額療養費制度の見直し

1. 見直しの趣旨

○ 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の歯 止めを設ける仕組み。今般、負担能力に応じた負担とする観点から、70歳未満の所得区分を細分化し、自己負担限 度額をきめ細かく設定する。(70~74歳患者負担特例措置の見直しに併せて行うもの。)

2. 見直しの内容

(見直し前)

上位所得者 (年収約770万円~) 健保:標報53万円以上 国保:旧ただし書き所得600万円超	150,000+ (医療費-500,000)×1% 〈多数回該当:83,400〉
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外) 3人世帯(給与所得者/夫婦子1 人の場合:年収約210万~約770 万円	80,100+ (医療費-267,000)×1% 〈多数回該当:44,400〉
住民税非課税	35, 400 〈多数回該当:24, 600〉

月単位の上限額(円)

	ı
70	l
′	١
74	ı
歳	ı

70

歳未満

現役並み所得者 (年収約370万円~) 健保:標報28万円以上	窓口負担割合	外来	80,100+ (総医療費-267,000) ×1%	
国保:課税所得145万以上	3割	44, 400	<多数回該当:44, 400>	
一般 (~年収約370万円) 健保:標報26万円以下(※1) 国保:課税所得145万円未満(※1)	2割 (※3)	12, 000	44, 400	
住民税非課税			0.000	24, 600
住民税非課税 (所得が一定以下)		8, 000	15, 000	

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。 ※2 旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

3. 施行日

(見直し後)

	月単位の上限額(円)	
年収約1,160万円~	252, 600+	
健保:標報83万円以上	(医療費-842,000)×1%	
国保:旧ただし書き所得901万円超	〈多数回該当:140,100〉	
年収約770~約1,160万円	167, 400+	
健保:標報53万~79万円	│ (医療費ー558,000)×1%	1,330万人
国保:旧ただし書き所得600万~901万円	〈多数回該当:93,000〉	
年収約370~約770万円	80, 100+	
健保:標報28万~50万円	(医療費-267,000)×1%	
国保:旧ただし書き所得210万~600万円	〈多数回該当:44,400〉	
~年収約370万円	57 600	
健保:標報26万円以下	I	060万人
国保:旧ただし書き所得210万円以下	(多数固故当:44, 400/	
住 民	35, 400	
工八九升林忧	〈多数回該当:24,600〉	
	健保:標報83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超 年収約770~約1,160万円 健保:標報53万~79万円 国保:旧ただし書き所得600万~901万円 年収約370~約770万円 健保:標報28万~50万円 国保:旧ただし書き所得210万~600万円 ~年収約370万円 健保:標報26万円以下	年収約1,160万円~ 健保:標報83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超 年収約770~約1,160万円 健保:標報53万~79万円 国保:旧ただし書き所得600万~901万円 を療費-558,000)× 1% (医療費-558,000)× 1% (医療費-558,000)× 1% (多数回該当:93,000) 年収約370~約770万円 健保:標報28万~50万円 国保:旧ただし書き所得210万~600万円 (医療費-267,000)× 1% (医療費-267,000)× 1% (医療費-267,000)× 1% (多数回該当:44,400〉 ~年収約370万円 健保:標報26万円以下 57,600 (多数回該当:44,400〉 ~年収約370万円 (年限報210万円以下 35,400

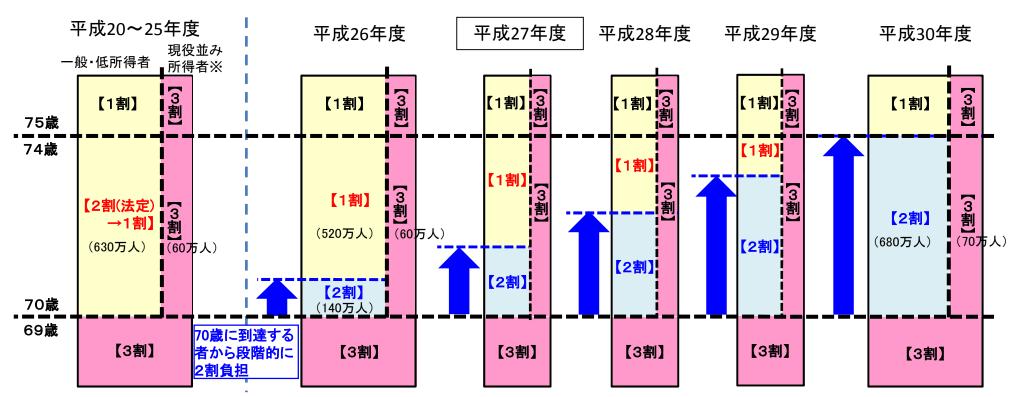
現役並み所得者 (年収約370万円~)	窓口負 担割合		
健保:標報28万円以上 国保:課税所得145万以上	3割	44, 400	×1% <多数回該当:44, 400>
一般 (~年収約370万円) 健保:標報26万円以下(※1) 国保:課税所得145万円未満(※1)(※2)	- 2割	12, 000	44, 400
住民税非課税	(※3)	0 000	24, 600
住民税非課税 (所得が一定以下)		8, 000	15, 000

※3 平成26年3月末日までに70歳に達している者は1割。

(注)75歳以上の所得区分、限度額に変更はない。

70~74歳の自己負担の特例措置の見直し

- 〇 社会保障制度改革国民会議報告書等を踏まえ、以下の見直しを実施。
 - ・ 平成26年4月に新たに70歳になる者(69歳まで3割負担だった者)から、段階的に法定負担割合(2割)とする(個人で見ると負担増にならない)。※70歳になる月の翌月の診療から2割負担(4月に70歳になる者は、5月の診療から2割負担)
 - ・ 平成26年3月末までに既に70歳に達している者は、特例措置(1割)を継続する。
 - 低所得者を含め、高額療養費の自己負担限度額を据え置く。
- 平成27年度当初予算 1.433億円 (平成26年度予算1.806億円、平成25年度分予算1.898億円)



※ 現役並み所得者・・・国保世帯:課税所得145万円以上の70歳以上の被保険者がいる世帯、被用者保険:標準報酬月額28万円以上の70歳以上の被保険者及びその被扶養者

(ただし、世帯の70歳以上の被保険者を見の収入の合計額が210万円未満(70歳以上の被保険者が1人の場合は383万円未満)の場合及び旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合(平成27年

1月以降、新たに70歳となる被保険者の属する国保世帯に限る。) は除く) ※ 人数は各年度末時点の推計

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要 (平成27年5月27日成立)

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。

1. 国民健康保険の安定化

- ○国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化 (27年度から約1700億円、29年度以降は毎年約3400億円)
- ○平成30年度から、<u>都道府県が財政運営の責任主体</u>となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の 国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

2. 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

○被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施

(現行:1/3総報酬割→27年度:1/2総報酬割→28年度:2/3総報酬割→29年度:全面総報酬割)

3. 負担の公平化等

- ①**入院時の食事代**について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう<u>段階的に引上げ</u> (現行:1食260円→28年度:1食360円→30年度:1食460円。低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者の負担は引き上げない)
- ②特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする(紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入)
- ③健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額を引き上げ (121万円から139万円に)

4. その他

- ①協会けんぽの国庫補助率を「当分の間16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる
- ②被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し (被保険者の所得水準の低い組合に影響が生じないよう、調整補助金を増額)
- ③医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進
 - ·都道府県が地域医療構想と整合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定
 - ·保険者が行う保健事業に、予防·健康づくりに関する<u>被保険者の自助努力への支援</u>を追加
- ④患者申出療養を創設 (患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み)

国民健康保険の改革による制度の安定化(公費拡充)

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、 毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

- ※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模
- ※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

- <u>低所得者対策の強化</u>のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への 財政支援を拡充(約1,700億円)
- <平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)
 - ○財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)
 - ○<u>自治体の責めによらない要因</u>による医療費増・負担への対応 (精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等)
 - ○保険者努力支援制度・・・医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
 - 〇<u>財政リスクの分散・軽減方策</u>(財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等)等
 - ・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等(平成27年度200億円⇒平成29年度約1,700億円)
 - ・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分
- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤 の強化を図る。

国民健康保険の改革による制度の安定化(運営の在り方の見直し)

- ○<u>平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の</u> 国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
 - ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
 - ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示(標準的な住民負担の見える化)
 - ・都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進
- 〇市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、 地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】 市町村が個別に運営

【改革後】 <u>都道府県が財政運営責任を担う</u> など中心的役割

> 都道府県が市町村ごとに決定した 国保事業費納付金を市町村が納付

> > <u>→→</u>都道府県

市町村

市町村

市町村

国保運営方針 (県内の統一的方針)

給付費に必要な費用を、

全額、市町村に支払う(交付金の交付)

市町村

市町村

- ・国の財政支援の拡充
- ・<u>都道府県が、国保の運営に</u> 中心的役割を果たす

(構造的な課題)

- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・ 小規模保険者が多い

- 資格管理(被保険者証等の発行)
- 保険料率の決定、賦課・徴収
- 保険給付
- 保健事業
- ※被保険者証は都道府県名のもの
- ※保険料率は市町村ごとに決定
- ※事務の標準化、効率化、広域化を進める

〇 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

- ・財政運営責任(提供体制と双方に責任発揮)
- ・ 市町村ごとの納付金を決定 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- ・市町村ごとの標準保険料率等の設定
- 市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・市町村が担う事務の標準化、効率化、 広域化を促進

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を16 調整する役割を担うよう適切に見直す

高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- ○<u>被用者保険者の後期高齢者支援金</u>について、より負担能力に応じた負担とする観点から、<u>総報酬割</u> 部分を平成27年度に2分の1、平成28年度に3分の2に引き上げ、平成29年度から全面総報酬割を実施
- 〇あわせて、全面総報酬割の実施時に、前期財政調整における前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率を加味した調整方法に見直す

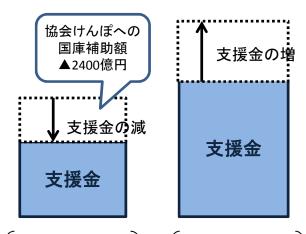
【後期高齢者医療制度の医療費の負担の仕組み】

公費 7.0兆円 約5割 国:都道府県:市町村 = 4:1:1 医療費 患者 16.0兆円 負担 1.2兆円 後期高齢者支援金 6.2%円 高齢者の 保険料 1.1兆円 (現役世代の保険料) 約1割 約4割 保険 後期高齢者支援金を 料 (平成27年度予算) 各保険者で按分 (1/2総報酬割の場合) 協会けんぽ 2.0兆円 健保組合 1.9兆円 共済組合 0.6兆円 市町村国保等 1.7兆円 各医療保険(健保、国保等) の被保険者(0~74歳)

後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施

〔保険者の総報酬額の多寡に応じて支援金を負担〕

被用者保険者間の格差解消



・協会けんぽ - 報酬水準の ・報酬水準の 高い健保組合

低い健保組合

17

(参考)後期高齢者支援金の負担方法(加入者割と総報酬割の違い)

- O A保険者とB保険者とで、後期高齢者支援金1億円を負担する場合を想定。
- <u>全面加入者割の場合は</u>、加入者数に応じて負担するため、 財政力の強弱が考慮されない。
- <u>全面総報酬割の場合は</u>、総報酬額に応じて負担するため、 財政力に応じた負担となる。

くモナル1例>		
	A保険者	B保険者
加入者数	1,000人	1,000人
加入者1人当たり報酬額	150万円	600万円
総報酬額	15億円	60億円

※前期財政調整における後期支援金部分は考慮をしていない。

≪全面加入者割の場合≫

○ 加入者数に応じて負担するため、A保険者とB 保険者は<u>1:1</u>(1,000人:1,000人)の割合で負担。

≪全面総報酬割の場合≫

ノエニュカ

○ 総報酬額に応じて負担するため、A保険者とB 保険者は<u>1:4</u>(15億円:60億円)の割合で負担。

	A保険者	B保険者
支援金負担総額	5,000万円 ← [→ 5,000万円
加入者1人当たり 支援金負担額 (支援金負担総額 ÷加入者数)	50,000円 ← [▶ 50,000円
所要保険料率 (支援金負担総額 ÷総報酬額)	3.33% ← 4	→ 0.83%

	A保険者	B保険者
支援金負担総額	2,000万円←	> 8,000万円
加入者1人当たり 支援金負担額 (支援金負担総額 ÷加入者数)	20,000円 ← 信	→ 80,000円
所要保険料率 (支援金負担総額 ÷総報酬額)	1.33%	1.33%

財政力の弱い組合の負担が大きくなる。

財政力に応じた負担となる。

被用者保険者への支援

- ○被用者保険の負担が増加する中で、<u>拠出金負担の重い被用者保険者への支援</u>を実施(平成27年度は約 110億円。全面総報酬割が実施される平成29年度には約700億円の見込み。これに加え、既存の高齢者医療運営円滑化 等補助金が後期高齢者支援金部分の縮減に対応して、平成27年度は約200億円。平成29年度は約120億円の見込み)
- 〇具体的には、①平成29年度から<u>拠出金負担が重い保険者への負担軽減対策の対象を拡大し、拡大分に該当する保険者の負担を保険者相互の拠出と国費の折半により軽減</u>する(枠組みを法律に規定し、制度化を行う。)とともに、②平成27年度から<u>高齢者医療運営円滑化等補助金を段階的に拡充し、前期高齢者納付金の負担軽減</u>を図る

①拠出金負担の軽減(制度化)

約100億円 (平成29年度の見込み)

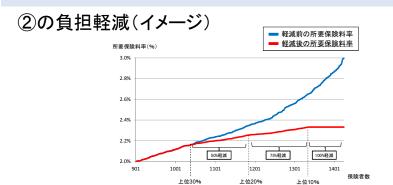
- 〇 現在、保険者の支え合いで、拠出金負担(後期高齢者 支援金、前期高齢者納付金)の特に重い保険者(上位 3%)の負担軽減を実施。
- この対象を<u>上位10%に拡大し※1、拡大分に該当する保</u> <u>険者の負担軽減の費用は、保険者の支え合い※2と国費</u> で折半する。
 - ※1 拡大分は、国費を投入することから、財政力(総報酬)が平均以下 の保険者に限定
 - ※2 保険者の支え合い部分に各保険者の医療費水準を反映

②前期高齢者納付金負担の軽減

約600億円 (平成29年度の見込み)

- 高齢者医療運営円滑化等補助金を段階的に拡充。
- <u>前期納付金負担の負担増の緩和</u>のため、所要保険料率[※]の高い<u>上位の被用者保険者等の負担軽減</u>を実施。 (平成29年度から本格的実施)

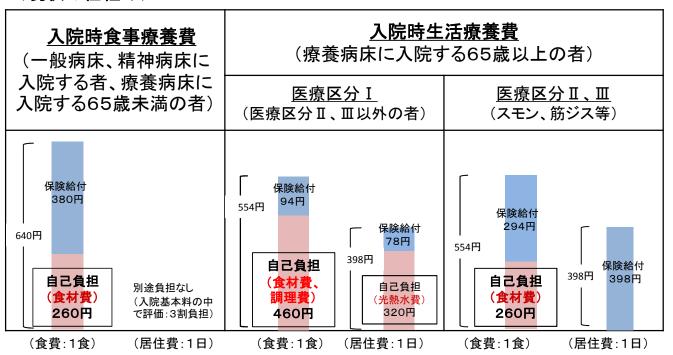
※ 総報酬に占める前期納付金の割合



入院時食事療養費及び入院時生活療養費の概要

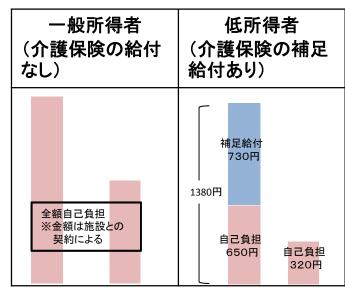
- 入院時食事療養費は、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、その一部を支給するもの。
- 入院時生活療養費は、<u>65歳以上の者</u>が保険医療機関の<u>療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費</u>について、その一部を 支給するもの。
- 支給額は、食費及び居住費について定めた「基準額」から、被保険者が負担するものとして定めた「標準負担額」を控除した金額。 「入院時食事(生活)療養費」=「基準額」-「標準負担額」
- 支給方法は、各保険者が被保険者に代わり保険医療機関に直接支払う現物給付方式。

く現状の仕組み>



- ※ 上記における食費の総額(基準額)は、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして届出を行った場合のもの。それ以外の場合、例えば、入院時食事療養費で届出を行っていない場合、1食あたり<u>506円</u>が総額となる。また、別途、特別食を提供した場合の加算(1食あたり76円)等がある。
- ※ 上記における自己負担額は、一般所得の場合のもの。低所得者については、所得に応じて負担軽減がされており、例えば、入院時食事療養費の場合、市町村民非課税者は1食あたり<u>210円</u>の自己負担(90日超の入院の場合、<u>160円</u>)、入院時生活療養費の対象者で、市町村民非課税者は1食あたり<u>210円</u>の自己負担となる。

(参考)介護保険施設(多床室)における食費・居住費の自己負担

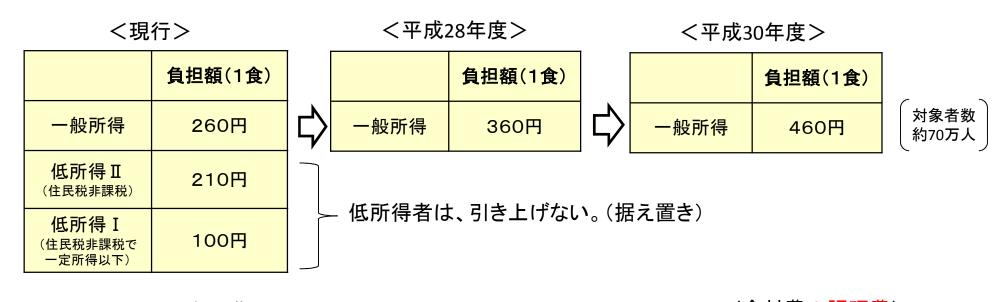


(食費:1食) (居住費:1日) (食費:1日) (居住費:1日)

- ※ 介護保険においては、食費及び居住費は保険給付の対象外であり、利用者の負担額は施設との契約に基づく金額となるが、 低所得者については、補足給付として、一定の総額(基準額)と自己負担額を定めた上で、その差額を保険給付している。
- ※ 上記補足給付の自己負担額は、市町村民非課税者の場合の もの。生活保護受給者の場合、自己負担額は食費が1日あたり320 20円、居住費が0円となる。

入院時食事療養費等の見直し

- ○<u>入院時の食事代</u>について、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、<u>調理費相当額の負担を求める</u>。



(食材費) (食材費+調理費)

※難病、小児慢性特定疾病の患者は、27年1月から原則自己負担となったことから、その影響に鑑み、据え置く。

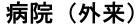
入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額(入院時の食事代)

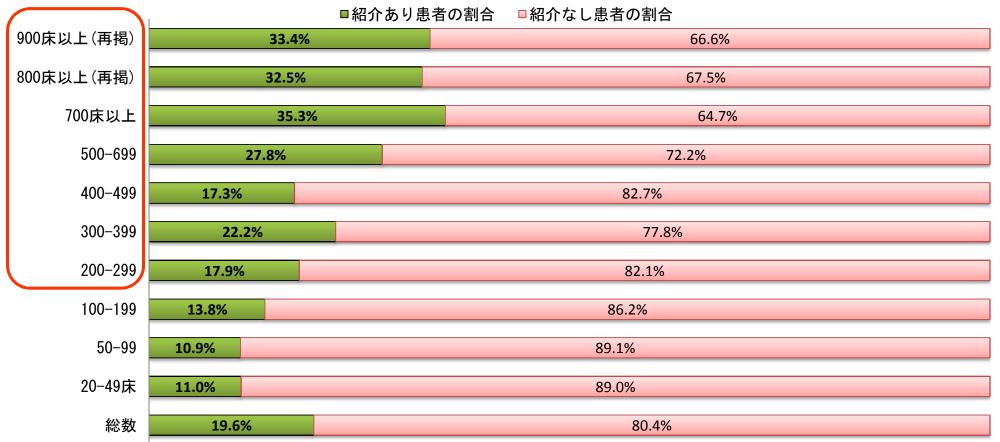
			療養病床		
		一般病床・精神病床等	医療区分 I (医療区分 I、Ⅲ以外)	医療区分Ⅱ、Ⅲ	
65歳未満	一般所得	<u>一食260円</u> <u>⇒28年度~ 一食360円</u> ⇒30年度~ 一食460円	<u>一食260円</u> <u>⇒28年度~ 一食360円</u> <u>⇒30年度~ 一食460円</u>	<u>一食260円</u> ⇒28年度~ 一食360円 ⇒30年度~ 一食460円	
	低所得 (市町村民税非課税者)	一食210円 ※90日超で、一食160円	一食210円 ※90日超で、一食160円	一食210円 ※90日超で、一食160円	
	一般所得	<u>一食260円</u> ⇒28年度~ 一食360円 ⇒30年度~ 一食460円	一食460円、居住費320円 現行でも、食材費相当額 と調理費相当額を負担 ※ 管理栄養士又は栄養士による適時・適温 の食事の提供等の基準を満たさない場合: 一食420円、居住費320円	一食260円、居住費0円 ⇒28年度~ 一食360円 ⇒30年度~ 一食460円	
65歳以上	低所得 II (市町村民税非課税者)	一食210円 ※90日超で、一食160円	一食210円、居住費320円	一食210円、居住費0円 ※90日超で、一食160円	
	低所得 I (市町村民税非課税者 であり、かつ一定所得以 下の70歳以上の者)	一食100円	一食130円、居住費320円 ※老齢福祉年金を受給している場合 は、一食100円、居住費0円	一食100円、居住費0円	

[※] 難病患者、小慢慢性特定疾病患者は負担額を据え置く。

病床規模別の紹介率の状況

〇 病床規模が大きくなるほど紹介率は高くなる傾向にあるが、病床数が200床以上の病院に ついてみても、外来患者総数に占める紹介なしの患者の割合が6割~8割と高い水準にある。





紹介あり患者の割合:外来患者総数のうち、(病院や一般診療所等からの)紹介ありと答えた患者の割合

(出所) 平成23年患者調査、平成25年11月27日中央社会保険医療協議会提出資料2を基に作成注: 宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値である。